株式会社ボディショップアキヤマ	埼玉県深谷市人見二千二百四十二番地	塗装	
エム・イー・エス特機株式会社	東京都中央区築地五丁目六番四号	溶接、鉄工	
有限会社八ヶ岳清里農場	山梨県北杜市高根町下黒沢五百一番地	畜産農業	
日承工業株式会社	静岡県静岡市清水区渋川一丁目十番八号	プラスチック成形	
アート電子株式会社	静岡県浜松市北区東三方町二十三番地の五	電子機器組立て	
マガタ富士化成株式会社	静岡県磐田市竜洋中島千五百八十五番地	プラスチック成形	
武田鋳造株式会社	岡山県倉敷市中島千一番地	鋳造	
水島プレス工業株式会社	岡山県倉敷市福井四百番地の八	機械加工	
平和アルキャス株式会社	岡山県総社市下林千番地	鋳造	
株式会社ほんぽ	山口県下関市東大和町二丁目十五番十号	加熱性水産加工食品製造業	
株式会社モリンホールディングス	香川県善通寺市与北町九百七十七番地三	パン製造	

第三号中「平成二十二年七月十二日」を「平成二十五年九月二十七日」に改める。

○財務省告示第三百二号

物価連動国債の取扱いに関する省令（平成十六年財務省令第七号）第二条の規定に基づき物価連動国債の想定元金額の算出に関し必要な事項を定める件（平成十六年二月財務省告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十七日　財務大臣　麻生　太郎

第二条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　平成23年9月11日以降に発行された物価連動国債の場合

平成22年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数

第二条第三項中「総務省が」の下に「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である」を加え、「（指定統計第三十五号）」を削る。

○厚生労働省告示第三百六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるＢＳＩグループジャパン株式会社及び株式会社コスモス・コーポレイションについて、その基準適合性認証を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年九月二十七日　厚生労働大臣　田村　憲久

登録番号	名称	変更前の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更後の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更の日
ＡＤ	ＢＳＩグループジャパン株式会社	一　東京都港区北青山二丁目十二番二十八号青山ビル五階	一　東京都港区北青山二丁目十二番二十八号青山ビル五階	平成二十五年七月十九日

		二　大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号大阪センタービル	二　大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号大阪センタービル
		三　福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目十五番二十号	
ＡＧ	株式会社コスモス・コーポレイション	一　三重県伊勢市小俣町明野三一九番地 二　三重県度会郡度会町大野木三五七一番地二 三　三重県伊勢市小俣町明野五五九番地一 四　東京都文京区本駒込六丁目五番三号ビューネ本駒込二階 五　三重県松阪市桂瀬町七一八番地一	一　三重県伊勢市小俣町明野三一九番地 二　三重県度会郡度会町大野木三五七一番地二 三　三重県伊勢市小俣町明野五五九番地一 四　東京都文京区本駒込六丁目五番三号ビューネ本駒込二階及び十階 五　三重県松阪市桂瀬町七一八番地一
			平成二十五年九月二日

○厚生労働省告示第三百七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十七日　厚生労働大臣　田村　憲久

第八号中(968)を(969)とし、(362)から(967)までを(663)から(968)までとし、(361)の次に次のように加える。

(362)　シメプレビル

○厚生労働省告示第三百八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項及び第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十七日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表第１の１中(196)を(197)とし、(175)から(195)までを(176)から(196)までとし、(174)の次に次のように加える。

(175)　ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）

別表第２の１中(51)を(52)とし、(48)から(50)までを(49)から(51)までとし、(47)の次に次のように加える。

(48)　ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）

○厚生労働省告示第三百九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十七日　厚生労働大臣　田村　憲久

医薬品各条の部ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリンの条の次に次の一条を加える。

ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）

１　本質及び性状

本剤は、ｐＨ４で処理したヒトの免疫グロブリンＧを含む淡黄色又は淡褐色の澄明な液剤である。

２　製法

２．１　原血漿（しょう）

生物由来原料基準第１通則４並びに第２血液製剤総則２血漿（しょう）分画製剤総則(6)及び(7)を準用する。